都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 開発行為に

関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、 この開発区域を表示した図書は、 奈良県県土マネジメン 部まちづ り推進局

建築安全推進課において閲覧できます。

令和元年十二月十三日

奈良県知事 荒 井 正 吾

#### 一許可番号

令和元年十月二十五日奈良県指令建第一○四一九二号

### 二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年十二月四 日建第九五四

## 三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市疋田六八四番二及び六八五番三

# 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市天王寺区六万体町五番一二一一二〇二号

株式会社ヴェリタス 代表取締役 井上友貴

#### 一許可番号

令和元年五月三十一日奈良県指令建第一○二−二三七号

令和元年九月二十日奈良県指令建第一〇二—二三七—一号

#### 二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年十二月四 日建第九五四二号

公共施設に関する工事の検査済証 令和元年十二月四日建第五五五九号

## 三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字大福二九二番

# 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字河西四七七番地の一

堀岡匡

### 五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字大福二九二番の一部

#### 一許可番号

令和元年十月十五日奈良県指令建第一○四ー五六号

#### 二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年十二月六日建第九五四三号

## 三 開発区域又は工区に含まれる地域

四九番一、一六五〇番一、一六五一番一、 生駒市北田原町一六二四番八、一六四六番一、 一六五二番一、 六四六番三、 一六五四番、 一六四七番二、一六 二七一七番、

### 二八二八番二及び二八二九番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

木戸紙業株式会社 代表取締役 木戸正治

大阪市中央区和泉町二丁目四番七号